

## 会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成16年度 第1回会議
開催日時	平成16年4月9日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長 宮本副会長 吉田委員 山口委員 竹之中委員 事務局：加藤企画部長 高橋生涯学習部長 高根企画課長 池田財政課長 宮寺社会教育課長 下鳥企画部主幹 飯島企画課長補佐 石崎社会教育課 係長 河合企画課主任
議題	1 個別案件「西東京市学校施設使用料の適正化について」の諮問 2 その他
会議資料の名称	資料1 学校施設使用料について 資料2 西東京市立学校施設使用条例及び同条例施行規則
記録方法	会議内容の要点記録

### 会議内容

発言者名：  
 発言内容  
 平成15年度第9回会議録の報告  
 ・全委員の承認後、公開済みである旨会長から報告する。  
 企画部長から新年度の挨拶  
 4月1日付人事異動の報告  
 ・神野企画部主幹の後任として、下鳥企画部主幹の就任を報告する。  
 ・下鳥企画部主幹が就任挨拶を行う。  
 議題1 個別案件「西東京市学校施設使用料の適正化について」の諮問  
 ・欠席の教育委員長に代わり、生涯学習部長から審議会会長に個別案件を諮問する。  
 ・案件説明  
 ・質疑応答  
 ・学校施設（けやき小学校）の施設使用料の改定について、意見があれば事務局に連絡して欲しい旨説明する。  
 ・諮問内容は妥当なものと判断し、会長と事務局で調整し答申文を作成することとした。  
 議題2 その他  
 ・委員委嘱、個別案件答申を議題に、4月23日午後1時30分から次回審議会を開催する。

質疑応答

委員：体育館の原価1,575円を、どのような理由で500円の使用料に決めたのか。

事務局：原価に対して受益者負担を概ね50%の800円弱とし、近隣市である武蔵野市の1時間当たり500円、三鷹市の1時間当たり600円との均衡を図り500円とした。

委員：使用時間はどのようになっているのか。

事務局：午前8時から午後9時のうち、学校教育に支障のない範囲となるので、平日は夜間が中心になる。

委員：現在の利用率からすると、学校施設運営面で年間どのくらいの費用が改善されるのか。

事務局：学校教育に支障がない範囲で考えると、平日は午後5時から9時まで、土曜日は遊び場開放という事業を除くと午後1時から9時まで、日曜日は午前8時から午後9時まで貸出しが可能である。この3ヵ月の使用実績を見ると、体育館で6割程度が地域の団体に貸し出されており、体育館で40万円程度の歳入が見込まれる。

委員：有料化をした場合に、どのように教育施設の運営面で改善が見られるのか、サービスの質でどのような違いが出てくるのか。

事務局：小学校は19校あるが、この施設は、初めての地域開放型の建替えになり、これにより市民サービスを提供することとなり、応分の負担をしてもらうことが基本的スタンスである。今後、新たに同様の建替えがある場合には、けやき小学校のように有料化をしていく。

委員：人件費の800万円や物件費の建物等管理委託料は高額に感じるが。

事務局：人件費については、全職員の給料の平均値としている。また、小学校19校、中学校9校の開放事務を担当する職員が2人いるが、その他の業務をしており、開放事務では0.1人分と考えている。

委員：有料化により、どのような質のサービスを提供するのか、市役所として説明責任を果たす必要がある。簡単なパンフレットを市民に配り、市民自身が施設運営を監視していくような仕組みを考えていく必要があるのではないか。

事務局：議会に提出する前に、市民に説明会を開催予定で、その際に資料の提供等を検討していきたい。

委員：合併特例債により原価が低く押さえられているが、原価計算書のどの部分に反映されているのか。

事務局：建築価格に反映されている。総事業費が34億円で、国と都の補助金が7億円ある。合併特例債は26億円あり、その7割が交付税算定されることにより、この建築価格となる。

委員：1人でも体育館を使いたいという方はどのようにするのか。時間で貸すのか。

事務局：個人に開放はしていない。団体で利用してもらうことになっており、1団体に対してと考えている。

委員：大きさにかかわらず、会議室は全てが100円ということか。

事務局：原価計算書の第一図工室以下の全ての部屋が対象となり、大きさにかかわらず100円となる。

委員：音楽室に備え付けのピアノは個別の使用料を徴収するのか。家庭科室のガス代を考え、他の会議室と比べて一律100円はどう考えるか。

事務局：音楽室の備品の貸出しはできない。家庭科室の調理用ガス代については、原価計算の物件費に算入されている。

委員：資料1の3に、市外団体・企業の場合に、既定の使用料にけやき小学校の使用料を加算するとなっているが、どういう意味か。

事務局：資料2の別表（第6条関係）の金額に、今回有料化する金額を上乗せするということである。具体的には、体育館は500円に500円を上乗せし、1,000円になる。

委員：原価計算書の物件費は、学校教育の部分も含めて計算しているのか。

事務局：そのとおりである。

委員：原価計算に、学校教育の部分を含める根拠は何か。

事務局：けやき小学校は、純粋な社会教育施設ではなく、学校施設を学校教育に支障のない範囲内で使えるとなっているので、物件費や建築費も学校教育の部分を入れないと原価が出ない。1日13時間という利用時間も学校教育の時間を含めており、総価で原価を出さざるを得ない。

委員：このような維持費のかかる施設を、今後も建設すべきなのか。既存施設の改修、再利用をする時代になると思うが、財政状況を考えると可能なのか。

事務局：現在は行政評価制度を試行中で、ランニングコストや将来の市民負担を考えて、大規模事業の事前評価を行い、必要性を判断したいと考えている。

委員：条例第6条に使用料を定めているが、校庭は無料なのか。

事務局：市民の使用は無料で、夜間の照明代のみ負担してもらう。現在、夜間照明があるのは、田無第3中学校のみである。

委員：けやき小学校の施設を使用する場合に、利用者に西東京市民がいなくても使用することはできるのか。

事務局：条例上では、市外在住者が使用する時として、学校教育に支障がない範囲で貸し出しができるとなっている。

委員：申込用紙の中に使用備品という欄があるが、体育館だけではなく、校内の備品という意味か。

事務局：条例でいう使用備品は、付属備品と考えており、学校側で許可が出れば貸し出せる。

#### 委員からの意見

合併特例債が発行できなくなった時に、同じように使用料を設定する場合の説明をどうすべきか考慮する必要がある。